

# 運営指導等における よくある指摘事項

---

仙台市障害福祉サービス指導課



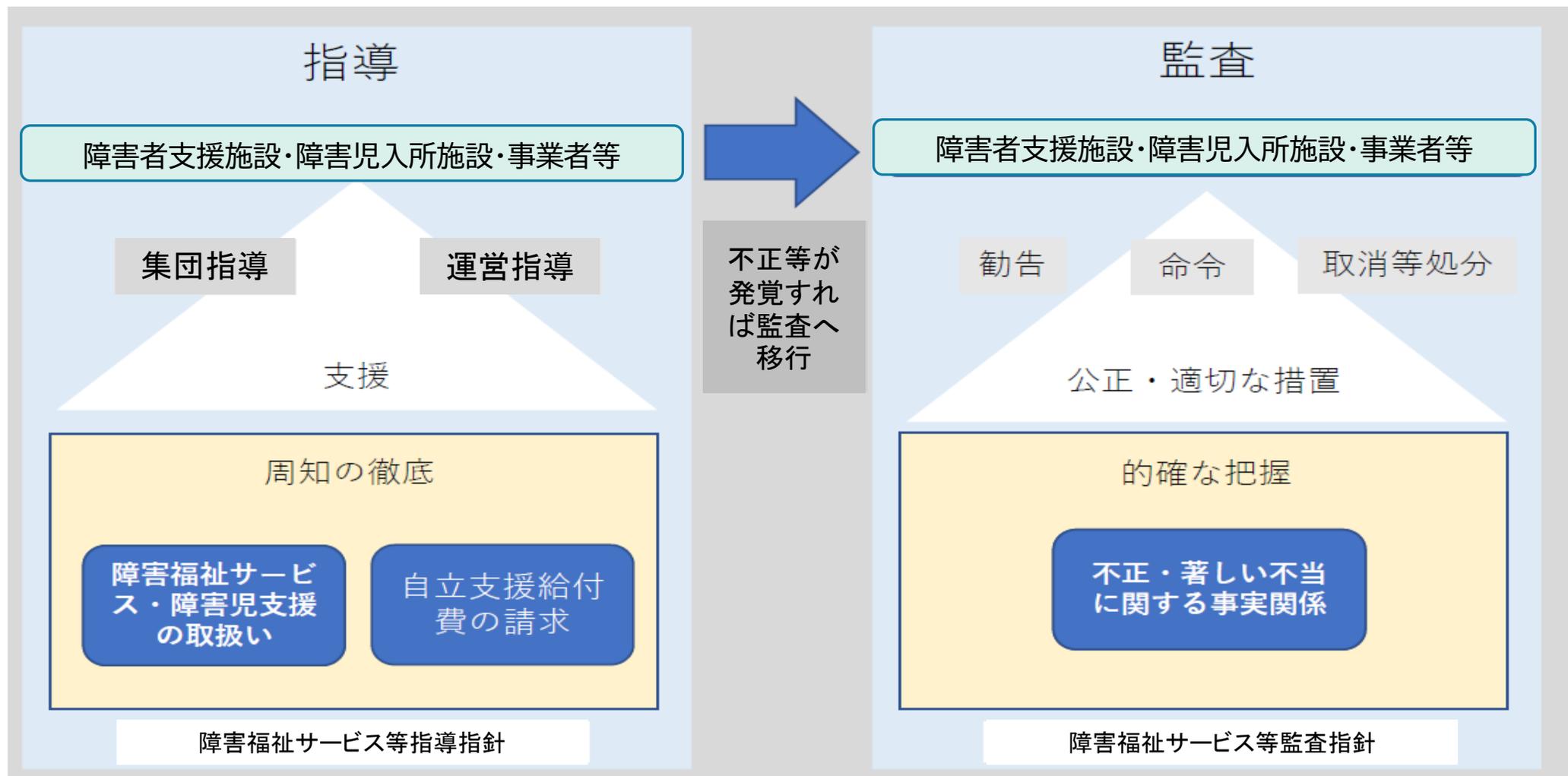
# 目 次

---

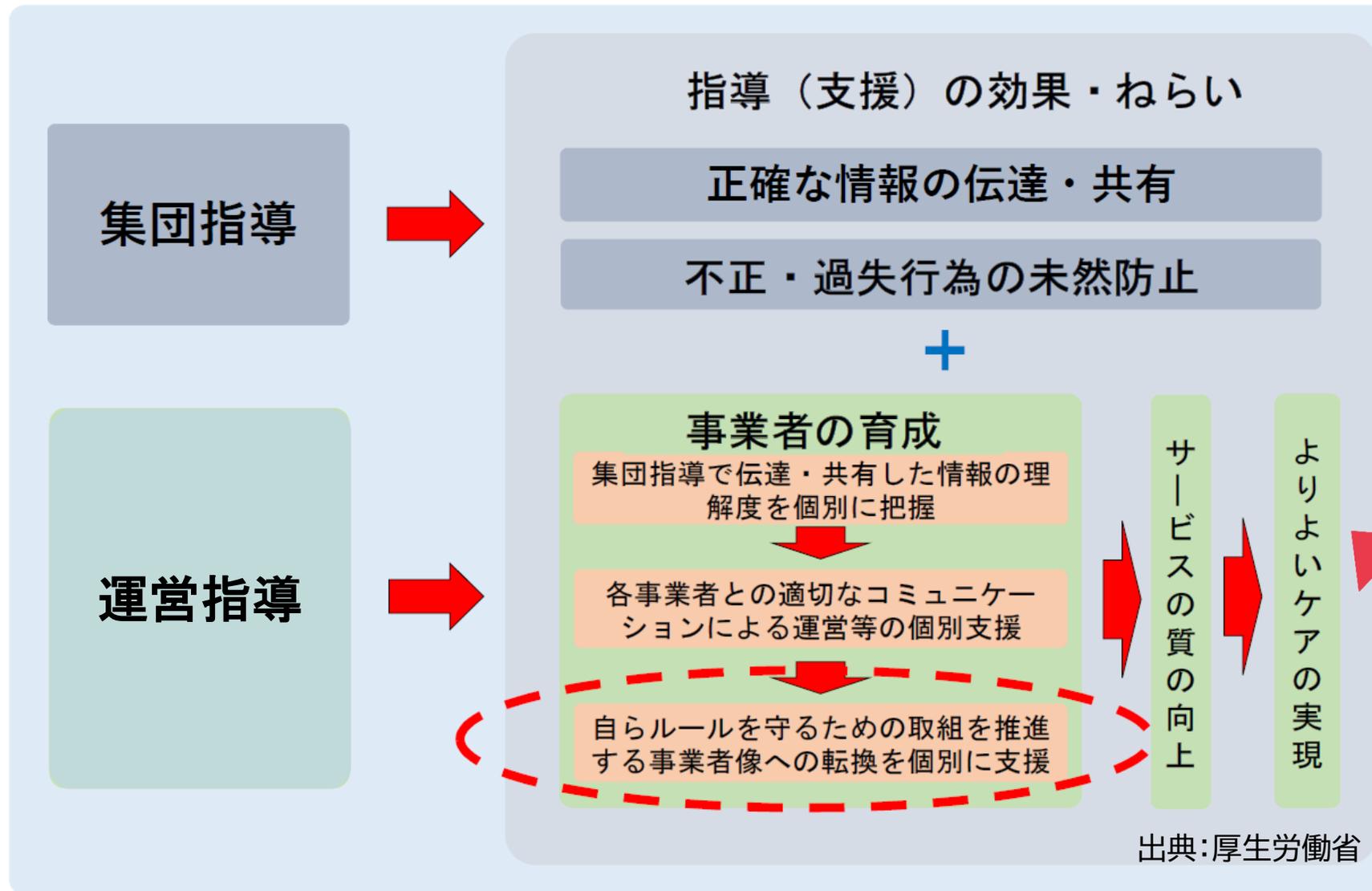
1. 指導（＝事業者に対する支援）と監査
2. 運営指導時によくある指摘事項について
3. 仙台市に寄せられる通報・苦情等について



# 1. 指導（＝事業者に対する支援）と監査①



# 1. 指導（＝事業者に対する支援）と監査②



## 2. 運営指導時によくある指摘事項について

---

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ① サービス提供実績記録  | ⑦ 衛生管理等      |
| ② 会計の区分       | ⑧ 地域連携推進会議   |
| ③ 個別支援計画      | ⑨ 身体拘束等の禁止 等 |
| ④ 法定代理受領通知    | ⑩ 食事提供体制加算   |
| ⑤ 掲示物         | ⑪ 運営規程       |
| ⑥ 業務継続計画（BCP） | ⑫ 情報公表未報告減算  |



# 『よくある指摘事項事例集』



○仙台市HP

指定障害福祉サービス事業者等の運営指導

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/jittishido.html>

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 >  
福祉 > 障害福祉サービス > 指定障害福祉  
サービス事業者等の運営指導



よくある指摘事項  
事例集

令和6年6月  
仙台市障害福祉サービス指導課



## 2-① サービス提供実績記録

---

### 【よくある事例】

- ・ サービス提供実績記録票を作成していない
- ・ 月末にまとめて、利用者に確認を求めている
- ・ 欠席時対応加算の算定日に、利用者の確認を得ていない

### 【気を付けていただきたいこと】

- ・ サービス提供の都度、利用者の確認を得ること
- ・ 欠席時対応加算等の算定時も、利用者等の確認を受けること



## 2-② 会計の区分

---

### 【よくある事例】

- ・ 事業所ごとに経理を区分していない
- ・ サービスごとに会計を区分していない
- ・ 生産活動の会計処理が適切に行われていない



## 2-③ 個別支援計画（1）

---

### 【よくある事例】

- ・ 利用者の同意を得ていない
- ・ モニタリング記録が無い
- ・ 利用契約後、1か月以上作成されていない
- ・ 施設外就労に関する記載が無い



## 2 - ③ 個別支援計画（2）

○個別支援計画への位置付けが算定要件となっている加算の例（者サービス）

加算名称	加算名称
食事提供体制加算	延長支援加算
訪問支援特別加算	経口移行加算・経口維持加算
栄養マネジメント加算	日中支援加算
入院時支援特別加算・長期入院時支援特別加算	帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算
夜間支援等体制加算（I）	地域生活移行個別支援特別加算
緊急時対応加算	移行準備支援体制加算



## 2 - ③ 個別支援計画（3）

○個別支援計画への位置付けが算定要件となっている加算の例（児サービス）

加算名称	加算名称
家族支援加算	子育てサポート加算
医療連携体制加算	延長支援加算
関係機関連携加算	保育・教育等移行支援加算
人工内耳装用児支援加算	入浴支援加算
個別サポート加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)	通所自立支援加算

訪問系・生活介護・見通所などのサービスは、個別支援計画に支援時間の記載が必要  
(標準的な時間により基本報酬を算定するため)



## 2-④ 法定代理受領通知

---

### 【よくある事例】

- ・ 法定代理受領額が、利用者に通知されていなかった。
- ・ 自己負担額のある利用者へのみ法定代理受領額を通知し、自己負担額の無い利用者には通知していなかった。



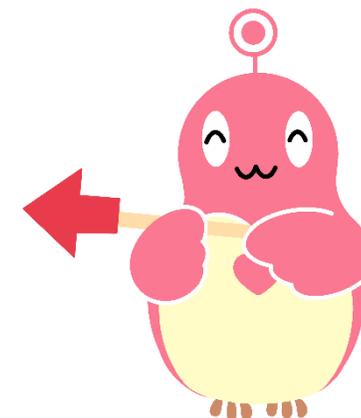
## 2-⑤ 掲示物

### 【よくある事例】

- ・ 必要な項目が掲示されていない
- ・ 利用者の目に入りにくい場所に掲示されている

### 【good】

- ・ 必要な項目が掲示されている
- ・ 相談室や入り口近くなど、利用者の目に入りやすい場所に掲示されている



## 2-⑥ 業務継続計画（BCP）



### 業務継続計画 / BCP（Business Continuity Plan）とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延等の不測の事態が発生しても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務を中断させない、または中断しても可能な限り早期の業務再開を図るための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

※「業務を中断させない」「中断しても可能な限り早期の業務再開を図る」との観点で策定されるのがBCPであり、突発事象への対応に留まる災害対策マニュアルや感染症対策マニュアルとは異なる。

### 事業所における取組み

①「感染症」「災害」に係る業務継続計画を策定のうえ、見直していくこと。

②従業員に対して「感染症」「災害」に係る研修・訓練を年に1回以上実施すること。

☞感染症又は非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の1%または3%を減算（「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用）。

【参考】感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省） [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



## 2-⑦ 衛生管理等（感染症対策）

### 【よくある事例】

- ・ 委員会の開催回数が不足している
- ・ 委員会の結果を職員に周知していない
- ・ 研修、訓練の実施回数が不足している

実施項目	訪問系・相談系	通所系・居住系
委員会の開催	おおむね6か月に1回以上	おおむね3か月に1回以上
研修・訓練の実施(※)	各1回以上/年	各2回以上/年

(※) 新規採用時は別途実施すること（訪問系・相談系は努力義務）



## 2-⑧ 地域連携推進会議（1）

### ○地域連携推進会議とは

- 居住系サービスである障害者支援施設及びグループホームのサービスの透明性や支援の質を確保するため、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として実施
- 利用者及びその家族、地域の関係者を必須とし、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村の担当者等により構成
- おおむね1年に1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、必要な要望・助言等を聴くこと
- 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が各住居を見学する機会を設けること



## 2-⑧ 地域連携推進会議（2）

グループホーム  
施設入所支援

○施設等を運営される皆さまへ

- 令和7年度から取り組みが義務化

詳しくは「地域連携推進会議の手引き」をご覧ください

※厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)



## 2－⑨ 身体拘束等の禁止、虐待の防止等

減算名称	要件
虐待防止措置未実施減算	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待防止委員会の定期的な開催と、職員への結果周知</li><li>・職員研修の定期的な実施</li><li>・上記措置を適切に実施するための責任者設置</li></ul>
身体拘束廃止未実施減算	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体拘束等の記録</li><li>・身体拘束等適正化委員会の定期的な開催と、職員への結果周知</li><li>・身体拘束等の適正化のための指針整備</li><li>・職員研修の定期的な実施</li></ul>



## 2 - ⑩ 食事提供体制加算

R 6 報酬改定以降、以下の3点が求められています

- ① 管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録すること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね  
6ヶ月に1回記録すること

※これまでどおり、**個別支援計画への位置付け**も必要



## 2-⑪ 運営規程（1）

---

### 【よくある事例】

- ・主たる対象者や営業時間が古いままになっている
- ・従業者の員数が実際と異なる。

☞ 「世話人 ○名以上」「保育士及び児童指導員 ○名以上」等と記載することは  
差し支えない



## 2-⑪ 運営規程（2）

---

【記載の一例】

（虐待の防止のための措置）

事業者は、利用者に対する虐待を未然に防止するとともに、早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等



## 2-⑫ 情報公表未報告減算について

### 情報公表制度に係る報告

指定障害福祉サービス事業所等は、障害者総合支援法第76条の3及び児童福祉法第33条の18の規定に基づき、所定の事項について情報公表を行うことが義務付けられている。



## 2-⑫ 情報公表未報告減算について



### 情報公表未報告減算

- ・ 「情報公表対象サービス等情報に係る報告」が行われない場合、情報公表未報告減算が適用
- ・ 令和6年4月提供分から未報告の状況が解消されるに至った月まで、過去分に遡及して適用（影響大）
- ・ 対象サービス及び減算率
  - ①**入所系**（療養介護、GH、宿泊型自立訓練、者入所、児入所等）⇒ **10%減算**
  - ②**居宅・通所系**（居宅、相談、通所、児通所等）⇒ **5%減算**



### 3. 仙台市に寄せられる通報・苦情等について

---

- ① 処遇改善加算の支給について
- ② 工賃の額について
- ③ 人員未配置
- ④ 説明・同意の未実施



## 3-① 処遇改善等加算の支給について

通報者	放課後等デイサービス事業所の直接支援員
通報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から処遇改善手当を受け取っていない</li> <li>・法人が処遇改善手当を不正受給していると思う</li> </ul>
立ち入り調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に届出した計画書どおり、基本給に含める形で適正に支給していた</li> <li>・手当支給のルールについて、職員への周知が行き届いていなかった</li> </ul>
見直しを求めたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1度は、賃金改善を行う方法や就業規則等の内容について職員に周知を行うこと</li> <li>・職員から質問があった場合は書面を用いるなど分かりやすく説明すること</li> </ul>



## 3-② 工賃の額について

通報者	就労 B 事業所の利用者
通報内容	契約前の事前説明では「3万円の工賃を支給」と聞いていたが、実際は1万円しか受け取れなかった
立ち入り調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工賃支給規程に沿って適正に支給していた</li><li>・ 利用者への説明に不足があった</li></ul>
見直しを求めたこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用契約時の説明方法</li></ul>



# 『よくある指摘事項事例集』



○仙台市HP

指定障害福祉サービス事業者等の運営指導

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/jittishido.html>

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 >  
福祉 > 障害福祉サービス > 指定障害福祉  
サービス事業者等の運営指導



## よくある指摘事項 事例集

令和6年6月  
仙台市障害福祉サービス指導課

